

令和2年度事務事業評価シート

所管課	赤坂地区総合支所 まちづくり課	NO	5
-----	-----------------	----	---

(単位：千円)

1 事業名		赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣		10 事業費の状況						
2 基本政策		1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		予算状況の内訳			決算状況			
3 政策名		(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
4 施策名		② 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		平成30年度	523	0	0	523	180	34.4%
5 事業説明文		区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。		令和元年度	5,730	0	0	5,730	4,510	78.7%
6 背景、経緯		人にやさしい良質な都市空間及び居住環境の維持及び、創造に資することを目的として「港区定住まちづくり条例」を全部改正し、住民発意のまちづくりについて規定を定めた。あわせて、住民のまちづくり活動を資金的に支援するため「まちづくり活動助成要綱」を活用しながら、地域のまちづくり活動を支援してきました。 赤坂地区については、登録団体が2団体あります。その1つ「港区青山通り協議会」は、青山通りまちづくりガイドラインの礎となる「青山通り周辺まちづくり構想」を平成25年3月に策定し、まちづくりの活動を継続しています。また、赤坂地域では、区民、商店街（会）、町会が参加する住民発意の「赤坂地域まちづくり構想」を策定するため、令和元年度から検討を始め、令和2年度策定に向け、検討会、分科会を開催しています。		令和2年度	4,331	—	—	—	—	—
7 事業内容		まちづくり協議会：登録団体 2団体 (区民の発意でまちづくりに関して自主的に考える団体として区に登録している団体) まちづくりコンサルタント派遣：3件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：1件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)		財源内訳						
8 事業実績・指標		指標1		年度	一般財源割合	一般財源	国庫支出金		都支出金	その他
		まちづくり協議会登録数		平成30年度	100.0%	523	0		0	0
		指標2		令和元年度	100.0%	5,730	0		0	0
		活動助成金件数		令和2年度	100.0%	4,331	0	0	0	
9 基本計画・個別計画・関連する法令等		港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）		11 本事業に係る所管課の意見（一次評価）				1 継続 2 統合 3 縮小・一部廃止 4 廃止		
				12 事務事業評価における最終評価				1 継続 2 統合 3 縮小・一部廃止 4 廃止		
				赤坂地区総合支所管内の赤坂地域及び青山地域は、まちづくりについての関心が高く、各地域に一つずつ協議会等が設置され、活動助成及びコンサルタント派遣事業を積極的に活用しています。 赤坂地域では、将来の赤坂地域のまちづくりに向けて、区民、商店街（会）町会が参加する住民発意によるまちづくり構想策定の検討会、分科会を開催しており、引き続き機会を捉えて、支援を行う必要があります。				地域のまちづくり活動をソフト面で支援する本事業は、年度ごとに事業実績の差異があるものの、支援のニーズがあり必要な制度であることから「継続」評価とします。		

令和2年度事務事業評価シート

所管課	赤坂地区総合支所 まちづくり課	NO	6
-----	-----------------	----	---

(単位：千円)

1 事業名		赤坂地区緑化普及啓発		10 事業費の状況							
2 基本政策		2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		予算状況の内訳			決算状況				
3 政策名		(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
4 施策名		④ みどりの保全と創出		平成30年度	250	0	0	250	212	84.8%	
5 事業説明文		緑に関する知識習得の機会として園芸講座を実施し、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。		令和元年度	254	0	0	254	253	99.6%	
				令和2年度	254	—	—	—	—	—	—
				財源内訳							
6 背景、経緯		<p>緑を守り、育てる行動に対する区民の意識を高めていくため、緑を知り、育てる機会を創出することを目的として事業を開始しました。これまでの事業の見直しを行ってきており、平成29年度に敬老・誕生鉢植えの配布を廃止し、平成30年度からは、園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くする再構築を行っています。平成30年度までは、実施内容の検討および準備について職員が行っていましたが、令和元年度は委託することで専門的な知識を活用し実施しました。令和2年度1回目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を見合わせていましたが、令和2年度2回目は、感染症防止対策を十分に講じたうえで、実施を予定しています。</p>		年度	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他		
				平成30年度	76.0%	190	0	0	60		
				令和元年度	76.4%	194	0	0	60		
				令和2年度	76.4%	194	0	0	60		
7 事業内容		<p><園芸講座> 緑に関する知識習得の機会として5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1000円）を徴収しています。</p>		11 本事業に係る所管課の意見（一次評価）							
				<p>1 継続 2 統合 3 縮小・一部廃止 4 廃止</p>							
8 事業実績・指標				<p>より効率的な事業の実施に向けて、緑化に関する知識をもった公園指定管理者が同様の事業を実施しており、事業実績があることから、令和3年度から公園指定管理者の実施事業へと転換を図ります。</p>							
指標1	園芸講座参加人数			指標2	12 事務事業評価における最終評価						
	当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率	1 継続 2 統合 3 縮小・一部廃止 4 廃止			
平成30年度	60	42	70.0%	平成30年度							
令和元年度	60	39	65.0%	令和元年度							
令和2年度	60	—	—	令和2年度		—	—				
9 基本計画・個別計画・関連する法令等				<p>公園指定管理業務において、各地区にて公園の普及啓発事業として、類似の事業が開催されており、区が独自に委託事業として実施している園芸講座は重複していることから、「廃止」評価とします。</p>							
港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）											